輸血システム調達仕様書

1. はじめに

本仕様書は、市立ひらかた病院において使用している輸血システムが老朽化していることから、更新のために必要となるソフトウェア、ハードウェアを調達するにあたり必要な事項を定めるものである。

２．納期

令和８年 12 月 31 日まで
引き渡しについては、電子カルテの稼働切り替え日と同日とし、別途、発注者と協議の上、日程を決定する。
ただし、研修、引継ぎ等の作業については、令和８年９月末までに行えるようにすること。

3. 支払い方法

完了払い　１回

4. 調達内容・条件

(1) 調達条件

既存ライセンスの利用: 既設のライセンス等は使用可能であること。
操作端末：本院が用意・調達するため、調達不要
サーバ：本院が用意する仮想サーバを利用すること
　　ただし、仮想サーバを使用できない場合は、サーバ等の機器の設置及び
　　ネットワーク追加が必要な場合の経費等の一切は応札額に含むこと。
その他調達機器：別紙のとおり
ＯＳ:原則 WindowsServer2022 以上で動作可能であること。
　Windowsserver2025 で動作が可能な場合は、2025 で動作させること。
　WindowsOS 以外で動作させる場合は、少なくとも 2031 年 10 月まではサポート期限があるサーバＯＳを調達すること。
　なお、仮想サーバで導入する場合であって、WindowsServer2025 及びダウングレード版の 2022 を利用する場合に限り、発注者でライセンスを用意する。
　その他の場合は、応札金額に含むものとする。

(2) 機能条件

- 調達システムは、別紙に記載のある仕様を満たすものであること。
- HIS（富士通 Japan 社制、製品名：HopeLifemark-HX）に接続し、データを送受信する機能。

なお、当該接続において、HIS 側の改修が必要な場合の費用は、本調達に含むものとする。

- 共通端末及び専用端末に対して、システムが円滑に利用できるようセットアップを行うこと。

(3)ウイルス対策ソフト等

- システムを利用する端末について、専用端末を利用する場合は、発注者が指定するウイルス対策ソフト（Canon　ESET PROTECT Entry）を導入すること。アカウント資源については、発注者が用意する。
- 仮想サーバを利用する場合であって、WindowsOS を利用する場合は、引き渡し時にウイルス対策ソフト（Canon　ESET PROTECT Entry）をインストールして引き渡しを行う。それ以外のＯＳの場合は受注者がインストール作業を行うこと。また、発注者が用意するウイルス対策ソフト（Canon　ESET PROTECT Entry）で動作ができない場合は、2031 年 10 月まで動作できるようウイルス対策ソフトを購入するものとし、ウイルス対策ソフトの定義ファイルの更新作業を保守作業にて受託できる必要がある。
- システムを利用する端末について、専用端末を利用する場合は、必要に応じて、指定するソフトについて発注者から資源提供を受けインストールすること。

(4) 保守・保証

- 稼働後から令和９年３月３１日までの間の保守・保証期間の費用を含むこと。
- 本契約締結後、速やかに本契約の内訳として、当該保守費用の月額単価を示すものとし、令和９年４月１日以降の保守契約の請負金額については、本契約における保守相当分の金額の単価と同額とし、保守契約金額の変更は物価・人件費のインフレーション及び消費税等のやむを得ない事情によるものを除き認めない。
- 初期不良対応等で、令和９年 3 月 31 日までの保守費用が必要ない場合は、該当の機器等の金額の 20%までを以後の保守契約における１年間の上限とする。
- 迅速なサポート体制を実現するため、不具合発生時に２時間以内に初期対応を行える事業者であること。
- 発注者が用意するリモート接続の環境（サービス名：富士通製 Tunakuro サービス）を利用しない場合であって、リモート接続による保守体制を構築する場合は、専用回線を受注者の責任において敷設するものとし、その費用は、応札額に含めること。
- 操作マニュアルは全ての機器について、日本語版を有すること。

(5) その他

- 導入システムと既存システムとの差異の説明資料の提供を行うこと。

- 必要に応じて、稼働日（切り替え日）には立ち合いを行うこと。
- 機器の更新により不要となった従前の機器については、受注者が撤去すること。個人を特定できる情報が記録されている機器については、病院内で論理消去後に物理破壊を行い、発注者の確認を得た上で処分すること。この費用は調達費用に含むものとする。
- 必要に応じて進捗及び課題、懸案事項等について協議を実施すること。

5. 導入作業

- 導入作業時におけるシステム及びネットワークの停止は、最小限の範囲とすること。
- 導入作業後の動作確認は、受発注両者で実施すること。

6. データ移行作業

- 既存のシステムから出力したデータについて、本調達にて導入するシステムにデータ移行を行うこと
- 既存のシステムからのデータ出力にかかる経費については、本調達に含むものとする。
- データ出力経費について、データ移行一般仕様書に基づき出力した場合の参考価格2,499,200 円（税込み）を見込むが、調達するシステムにて必要な情報への加工等が必要な場合は、発注者にて見積を取得した上で、応札額に含むものとする。

7. 作業場所等

- 発注者の施設内に用意する端末を利用する。リモート接続の環境（サービス名：富士通製 Tunakuro サービス）利用した端末を用意する。当該端末については、他の部門システムベンダーと共用となるため、調整の上、利用すること。
  別途、専用の開発端末が必要な場合は、発注者で用意するものとし、セキュリティ対策等については、受注者と協議する。
- 作業実施にあたっては、診療に影響のないよう、事前に協議を行い、発注者の許可を受け作業を行うこと。

8. 提出書類

本業務完了後の提出資料は以下のとおりとし、電子媒体で提出すること。
ただし、研修に必要な資料等がある場合は、紙媒体で用意すること。

- 更新した機器の一覧（移行完了後のもの）
- 機器のＩＰアドレス一覧（移行完了後のもの）
- その他、運用上必要なマニュアル・手順書

9. 知的所有権等

- 受注者は、本システムの構築にあたって発生する権利、所有権、著作権、及び使用権が本システムの稼動を妨げることのないよう必要な措置を行うものとする。ただし、製作、改修のための著作権使用に関する問題は全て受注者において処理すること。
- ソフトウェアの製作、改修に関連し発生した著作権使用に関する問題は全て受注者において処理すること。
- 納入される成果物及び開発・製作されたプログラムに第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合、発注者が使用するために必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係わる一切の手続きを行うこと。この場合、受注者は、当該契約等の内容について事前に発注者の承諾を得ることとし、発注者は既存著作物等について、当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。
- 本契約により、パッケージ部分を除き独自に開発したプログラム、ソースコードの所有権、著作権は発注者及び受注者双方にあること。また、そのプログラムに関するソースコードは発注者に書面及び電子媒体にて開示すること。
- 受注者と発注者が有する権利は、著作権法第２７条（翻訳権・翻訳権等)、同第２８条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）の権利を含むものとする。

10. 個人情報保護等

- 受注者は､｢個人情報の保護に関する法律｣及び｢枚方市情報セキュリティポリシー｣等各種関係法令を遵守しなければならない。
- 受注者は、別紙に示す「個人情報の保護に関する特記仕様書」の内容を遵守し、秘密の保持に関する「誓約書」についても作成すること。
- 受注者は、提供資料の盗難、毀損又は汚損が生じた場合、又は漏洩、滅失、紛失等の事故が発生した場合、直ちにその状況を本市に報告し、受注者の責任において本業務遂行における支障を解決しなければならない。また、事故への対応後、受注者は速やかに報告書を本市へ提出しなければならない。
- 受注者は、以上の事項に違反して本市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 発注者は受注者に対し、本仕様に定める事項に違反した場合には、本契約を解除できることとし、契約が解除された場合、受注者は本市から提供されたデータ及び資料を遅滞なく返還すること。

11. 委託の禁止

- 受注者は本調達にあたり、債務の一部を他者に委託する場合はあらかじめ、発注者に申請を行い、承認を得なければならない。

- 前項では再委託の場合も同様とする。
- 前２項で承認依頼をした場合は、個人情報保護に関する事項を受注者の責任により遵守させるとともに、誓約書を徴取し、受注者に提出しなければならない。

12. 記載外事項・疑義

- 仕様書に記載のない事項は、都度協議し、発注者の決定により対応すること。
- 仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、都度協議し、発注者の決定により対応すること。
- やむを得ない事情により、仕様の変更が必要な場合は、予め発注者へ申し出の上、承認を得てから行うこと。

13. 担当部署連絡先

〒573-1197
大阪府　枚方市　禁野本町２丁目１４番１号
市立ひらかた病院　事務局　医事課
電話：072-847-2821（代表）
FAX：072-849-2174（直通）

個人情報の保護に関する特記仕様書

受注者は、個人情報の保護に関する法律第23条および第25条の規定に基づき、以下の内容を遵守しなければならない。

（基本的事項）

第１条　受注者は、発注者が保有する個人情報（以下「個人情報」という。）の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他の個人情報の適正な取扱いに関する法令等の規定を遵守し、その適正を確保しなければならない。

（作業従事者等の明確化）

第２条　受注者は、この特記仕様書に定める事項を履行する責任を負う者（以下「保護責任者」という。）及び個人情報の取扱いに従事する者（以下「作業従事者」という。）を定めるとともに、それらの者の氏名、役職、作業の内容、取り扱う個人情報の項目等の事項を、書面により、あらかじめ発注者に届け出なければならない。保護責任者又は作業従事者を変更するときも、同様とする。

２　受注者は、保護責任者及び作業従事者以外の者を個人情報の取扱いに従事させてはならない。

３　作業従事者は、保護責任者の指示に従い、個人情報の保護に関する法律及びこの特記仕様書に則して適正に業務の処理に当たらなければならない。

（教育研修及び指導監督）

第３条　受注者は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、保護責任者及び作業従事者に対し、個人情報の保護に関する教育研修を適宜実施するとともに、常に個人情報の保護に関し必要な指導監督に当たらなければならない。

（秘密の保持）

第４条　受注者は、個人情報その他業務の処理に伴い知り得た情報を他に漏らしてはならない。本契約が満了し、又は解除された後も、同様とする。

２　受注者は、保護責任者及び作業従事者に対し、秘密の保持に関する誓約書（別紙様式）を提出させなければならない。

（取扱区域等）

第５条　受注者は、個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）を定めるとともに、取扱区域の範囲及び立入規制、防犯対策等の安全管理の措置を、書面により、業務の着手前に発注者に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も、同様とする。

２　受注者は、取扱区域から個人情報を持ち出してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。
３　受注者は、発注者の事務所内に取扱区域を定めたときは、当該取扱区域に立ち入る者が保護責任者又は作業従事者であることを識別できるようにするため、それらの者に対し、それらの者であることを示す証票を交付し、これを携帯させなければならない。

（収集の制限）
第６条　受注者は、個人情報となる情報を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段によらなければならない。

（目的外使用等の禁止）
第７条　受注者は、業務を処理する目的の範囲を超えて個人情報を使用し、又は提供してはならない。

（複製の禁止）
第８条　受注者は、業務を処理するために発注者から提供を受けた資料であって個人情報をその内容に含むもの（以下「提供資料」という。）及び本契約の目的物（業務を処理する過程で作成したものを含む。以下同じ。）を複製してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

（提供資料等の返却又は消去若しくは廃棄）
第９条　受注者は、業務を完了したときは、本契約の目的物の引渡しと併せて、提供資料を返却するとともに、受注者が使用した機器内に存する個人情報その他の発注者に関する情報（以下「受注者の機器内の個人情報等」という。）を消去し、又は廃棄しなければならない。
２　前項の規定による消去又は廃棄（以下「情報消去等」という。）をするときは、記録媒体の物理的な破壊その他の当該受注者の機器内の個人情報等の復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。
３　情報消去等をするときは、あらかじめ、当該受注者の機器内の個人情報等についての次に掲げる事項を書面により発注者に通知し、その承諾を得なければならない。
⑴　内容
⑵　記録媒体の種類及び数量
⑶　情報消去等の方法及び実施予定日
４　受注者は、情報消去等に際し、発注者から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。
５　受注者は、情報消去等を行ったときは、遅滞なく、情報消去等を行った日時及び担当した者並びに消去し、又は廃棄した受注者の機器内の個人情報等の内容を、書面により、発注者に報告しなければならない。

（個人情報の適切な管理）

第10条　受注者は、前各条に定めるもののほか、発注者が枚方市保有個人情報安全管理規程及び枚方市情報セキュリティポリシーに基づき講じる措置と同等の措置を自ら講じることにより、個人情報を適切に管理しなければならない。

（再委託）

第11条　受注者は、発注者の許諾ある場合を除き、個人情報の取扱いに関する責務を第三者に委任してはならない。

２　受注者は、再委任（再委任先が受注者の会社法第２条第１項第３号に規定する子会社である場合を含む。以下同じ。）の許諾得ようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出しなければならない。

⑴　再委任を行う業務の内容

⑵　再委任先が取り扱う個人情報の項目

⑶　再委任の期間

⑷　再委任が必要な理由

⑸　再委任先の名称、代表者、所在地及び連絡先

⑹　再委任先における個人情報の安全管理の体制

⑺　再委任先に対して求める個人情報の保護のための措置の内容

⑻　再委任先を監督する方法

３　再委任の契約は、この特記仕様書に基づき受注者に課された全ての義務を再委任に課すものでなければならない。

４　受注者は、再委任先が前項の義務を履行することができることを確認した後でなければ、第２項の書面を発注者に提出することができない。

５　受注者は、再委任先による個人情報の取扱いについて、再委任の契約の内容にかかわらず、発注者に対して全ての責任を負わなければならない。

６　受注者は、再委任の契約において、再委任先に対する監督及び再委任先における安全管理の方法その他発注者が指示する事項について、具体的に規定しなければならない。

７　受注者は、再委任先に対する監督の状況について、発注者から報告の求めがあったときは、直ちに、これに応じなければならない。

８　前７項の規定は、再委任先が個人情報の取扱いを第三者にする場合について準用する。以後さらに個人情報の取扱いを第三者にする場合も、同様とする。

（発注者の検査等への応諾義務等）

第12条　発注者は、業務に関する個人情報の取扱いについて、この仕様書に基づき必要な措置が講じられているかどうか確認する必要があると認めるときは、受注者に報告を求め、又は実地の検査を行うことができる。

２　受注者は、前項の検査の受入れ又は報告の求めがあったときは、直ちに、これに応じなければならない。

３　受注者が個人情報の取扱いの全部又は一部を再委任したときは、発注者は、第１項の措置を自ら実施し、又は受注者に実施させることができる。

（事故報告義務）

第 13 条　受注者は、個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えいその他の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、当該事故の発生に係る受注者の帰責事由の有無にかかわらず、直ちに、当該事故に係る個人情報の内容、発生場所及び発生状況を書面により発注者に報告するとともに、当該事故への対処に係る発注者の指示に従わなければならない。

（解除事由への該当性の認定）

第14条　この特記仕様書に違反する受注者の行為は、本契約約款による発注者の解除事由に該当する行為とみなす。

（漏えい等が発生した場合の受注者の責任）

第15条　受注者は、この特記仕様書に違反する受注者の行為によって個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えいその他の事故が発生したときは、当該事故による損害を賠償しなければならない。本契約が満了し、又は解除された後も、同様とする。

誓　約　書（保護責任者用）

枚方市病院事業管理者　　様

年　　月　　日

商号または名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所 属 ・ 部 署＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

フ リ ガ ナ

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

私は、輸血システム調達（以下、「本契約」という。）における作業（以下、「本業務」という。）に従事するにあたり、次の事項の遵守を誓約いたします。

１．個人情報の保護に関する法律その他の関係法令及び個人情報の保護に関する特記仕様書その他の本契約における取り決めを遵守し、誠実に本業務を遂行すること。

２．本業務を行う上で知り得た個人情報（以下「本業務に係る個人情報」という。）を他人に漏らし、又は本業務を処理する目的の範囲を超えて使用しないこと。また、本契約が満了し、又は解除された後においても、同様とすること。

３．本業務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製しないこと。許可を得て、複写し、又は複製したときは、本業務の終了後、発注者の指示を受けたうえで、複写し、又は複製した本業務に係る個人情報を直ちに消去し、又は廃棄し、復元ができない状態にすること。

４．本業務に係る個人情報を発注者の許可なく取扱区域から持ち出さないこと。

５．本業務に係る個人情報を取扱区域から持ち出すときは、施錠できるケースに保管し、事故防止措置を講じた上で搬送すること。

６．本業務の遂行に際し、事故が生じたときは直ちに発注者にその発生状況等を報告し、発注者の指示に従ってその解決に努めること。また、その後の状況についても遅滞なく発注者に報告すること。

７．保護責任者として統括する他の従事者に対し、前各項の規定を遵守させること。

－－

上記の者は、本事業の保護責任者であることを証明するとともに、上記事項を遵守し機密を保持することを保証します。

所　在　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号または名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者職氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

誓　約　書（作業従事者用）

商号または名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者職氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日

所 属 ・ 部 署＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

フ リ ガ ナ

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

私は、輸血システム調達（以下、「本契約」という。）における作業（以下、「本業務」という。）に従事するにあたり、次の事項の遵守を誓約いたします。

１．個人情報の保護に関する法律その他の関係法令及び個人情報の保護に関する特記仕様書その他の本契約における取り決めを遵守し、誠実に本業務を遂行すること。

２．本業務を行う上で知り得た個人情報（以下「本業務に係る個人情報」という。）を他人に漏らし、又は本業務を処理する目的の範囲を超えて使用しないこと。また、本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とすること。

３．本業務に係る個人情報を保護責任者の許可なく複写し、又は複製しないこと。許可を得て、複写し、又は複製したときは、本業務の終了後、保護責任者の指示を受けたうえで、複写し、又は複製した本業務に係る個人情報を直ちに消去し、又は廃棄し、復元ができない状態にすること。

４．本業務に係る個人情報を保護責任者の許可なく取扱区域から持ち出さないこと。

５．本業務に係る個人情報を取扱区域から持ち出すときは、施錠できるケースに保管し、事故防止措置を講じた上で搬送すること。

６．本業務の遂行に際し、事故が生じたときは直ちに保護責任者にその発生状況等を報告し、保護責任者の指示に従ってその解決に努めること。また、その後の状況についても遅滞なく保護責任者に報告すること。

データ移行一般仕様書

1. プロジェクト概要

- **目的**: 既存システムから新システムへのデータ移行を実施し、業務の継続性を確保する。
- **対象データ**: テキストデータを含む、データの仕様は別紙の通り。

2. 移行対象データ

データ内容：

患者基本
検査依頼
血液型
不規則抗体
直接クームス
間接クームス
Rh 因子
HLA 抗体・HPA 抗体
製剤型確認
保管検体
輸血製剤依頼
使用・廃棄・返品共通
製剤副作用
交差試験時血液型検査
交差試験時自己対照検査
自己血採血依頼

容量：10MB 程度

3. 移行手順

3.1 事前準備

- 移行元システムのデータのバックアップを取得する。

3.2 データ抽出

- 移行元システムから必要なデータを抽出する。
- 各フィアルは発注者が指定する場所に保管し、引き渡す。

3.3 データ形式

- 出力するデータ形式は CSV とする。

4. データ出力回数

・初期データ１回と、最終データ１回の合計２回とする。

データ仕様書

検査依頼情報

項番	フィールド	内容
1	患者ID	
2	検査日	YYYY/MM/DD形式
3	受付日	YYYY/MM/DD形式
4	検体ID	
5	診療科	
6	病棟	
7	医師	
8	診断名	
9	依頼コメント	

血液型検査

項番	フィールド	内容
1	患者ID	
2	受付日	YYYY/MM/DD形式
3	検体ID	
4	ABO血液型検査日	YYYY/MM/DD形式
5	RHD血液型検査日	YYYY/MM/DD形式
6	抗A結果	
7	抗B結果	
8	抗AB結果	
9	抗A1結果	
10	抗H結果	
11	ABO血液型ｵﾓﾃ判定結果	
12	A1結果	
13	B結果	
14	O結果	
15	A2結果	
16	ABO血液型ｳﾗ判定結果	
17	ABO血液型総合判定結果	
18	ABO血液型亜型判定結果	
19	ABO血液型判定コメント	
20	ABO血液型検査担当者	
21	抗D結果	
22	RH対照結果	
23	RHD血液型総合判定結果	
24	RHD血液型亜型判定結果	
25	RHD血液型判定コメント	
26	RHD血液型検査担当者	

抗A結果、抗B結果、抗AB結果、抗A1結果、抗H結果、A1結果、B結果、O結果、A2結果、
抗D結果、RH対照結果には凝集値が格納されます。

不規則抗体検査

項番	フィールド	内容
1	患者ID	
2	検査日	YYYY/MM/DD形式
3	受付日	YYYY/MM/DD形式
4	検体ID	
5	検査担当者	
6	検査名①	
7	①Ⅰ判定	
8	①Ⅱ判定	
9	①Ⅲ判定	
10	①Diago判定	
11	①自己対照判定	
12	検査名②	
13	②Ⅰ判定	
14	②Ⅱ判定	
15	②Ⅲ判定	
16	②Diago判定	
17	②自己対照判定	
18	検査名③	
19	③Ⅰ判定	
20	③Ⅱ判定	
21	③Ⅲ判定	
22	③Diago判定	
23	③自己対照判定	
24	検査名④	
25	④Ⅰ判定	
26	④Ⅱ判定	
27	④Ⅲ判定	
28	④Diago判定	
29	④自己対照判定	
30	検査名⑤	
31	⑤Ⅰ判定	
32	⑤Ⅱ判定	
33	⑤Ⅲ判定	
34	⑤Diago判定	
35	⑤自己対照判定	
36	判定結果	

37	判定結果	
38	抗体①	
39	抗体②	
40	抗体③	
41	抗体④	
42	抗体⑤	
43	抗体	
44	抗体コメント	

Ⅰ判定、Ⅱ判定、Ⅲ判定、Diago判定、自己対照判定には凝集値が格納されます。

直接クームス検査

項番	フィールド	内容
1	患者ID	
2	検査日	YYYY/MM/DD形式
3	受付日	YYYY/MM/DD形式
4	検体ID	
5	検査担当者	
6	広範囲判定	
7	生食対照判定	
8	IgG判定	
9	C3b判定	
10	C3d判定	
11	補体判定	
12	判定結果	
13	熱乖離抗体①	
14	熱乖離抗体②	
15	熱乖離抗体③	
16	熱乖離抗体④	
17	熱乖離抗体⑤	
18	DT乖離抗体①	
19	DT乖離抗体②	
20	DT乖離抗体③	
21	DT乖離抗体④	
22	DT乖離抗体⑤	
23	検査手技①	
24	検査手技②	
25	検査手技③	
26	検査手技④	
27	検査手技⑤	
28	抗体コメント	

IgG判定、C3b判定、C3d判定、補体判定には凝集値が格納されます。

間接クームス検査

項番	フィールド	内容
1	患者ID	
2	検査日	YYYY/MM/DD形式
3	受付日	YYYY/MM/DD形式
4	検体ID	
5	検査担当者	
6	判定結果	

Rh因子検査

項番	フィールド	内容
1	患者ID	
2	検査日	YYYY/MM/DD形式
3	受付日	YYYY/MM/DD形式
4	検体ID	
5	検査担当者	
6	抗C判定	
7	抗c判定	
8	抗E判定	
9	抗e判定	

抗C判定、抗c判定、抗E判定、抗e判定には凝集値が格納されます。

HLA抗体・HPA抗体検査

項番	フィールド	内容
1	患者ID	
2	検査日	YYYY/MM/DD形式
3	受付日	YYYY/MM/DD形式
4	検体ID	
5	検査担当者	
6	HLA抗体判定結果	
7	HPA抗体判定結果	

製剤型確認検査

項番	フィールド	内容
1	製剤コード	
2	製剤名称	
3	製剤略称	
4	製剤単位	
5	製剤血液型名	
6	製剤番号	
7	納品日時	YYYY/MM/DD HH:mm:SS形式
8	検査日	YYYY/MM/DD形式
9	検査担当者	
10	抗A結果	
11	抗B結果	
12	A1結果	
13	B結果	
14	抗D結果	
15	RH対照結果	
16	ABO血液型総合判定結果	
17	RHD血液型総合判定結果	
18	検査コメント	

抗A結果、抗B結果、A1結果、B結果、抗D結果、RH対照結果には凝集値が格納されます。

検体ラック情報

項番	フィールド	内容
1	ラック番号	
2	患者ID	
3	検体ID	
4	採血日	YYYY/MM/DD形式
5	感染症有無	
6	コメント	

輸血製剤依頼

項番	フィールド	内容
1	依頼NO	
2	患者ID	
3	輸血予定日	YYYY/MM/DD形式
4	緊急区分	
5	依頼製剤種類	
6	依頼製剤単位	
7	依頼製剤血液型	
8	輸血場所	
9	病棟	
10	診療科	
11	医師	
12	診断名	
13	術式	
14	準備区分	
15	依頼コメント	
16	交差検体ID	
17	交差試験ｺﾒﾝﾄ	
18	疾病分類（大分類）	
19	疾病分類（小分類）	
20	同意書有無	
21	同意日	
22	使用目的	

製剤在庫・予約・出庫・使用・廃棄・日赤返品・履歴

項番	フィールド	内容
1	製剤コード	
2	製剤名称	
3	製剤略称	
4	製剤単位	
5	製剤血液型名	
6	製剤番号	
7	患者ID	
8	輸血予定日	YYYY/MM/DD形式
9	依頼NO	
10	採血日	YYYY/MM/DD形式
11	採血時刻	HH形式
12	有効期限日	YYYY/MM/DD形式
13	有効期限時刻	HH形式
14	納品日時	YYYY/MM/DD HH:mm:SS形式
15	納品順	
16	納品担当者	
17	予約日時	YYYY/MM/DD HH:mm:SS形式
18	予約順	
19	予約担当者	
20	出庫日時	YYYY/MM/DD HH:mm:SS形式
21	出庫順	
22	出庫担当者	
23	使用日時	YYYY/MM/DD HH:mm:SS形式
24	使用担当者	
25	実施場所	
26	実施者	
27	実容量	
28	患者カナ氏名	
29	患者氏名	
30	郵便番号	
31	住所①	
32	住所②	
33	電話番号	
34	副作用①	
35	副作用②	
36	副作用③	

37	副作用④	
38	副作用⑤	
39	副作用登録日時	YYYY/MM/DD HH:mm:SS形式
40	状態変更コメント	
41	状態変更日時	YYYY/MM/DD HH:mm:SS形式
42	状態変更担当者	
43	照射有無	
44	照射量	
45	照射日	YYYY/MM/DD形式
46	指定因子①	
47	指定因子②	
48	指定因子③	
49	指定因子④	
50	指定因子⑤	
51	因子場所	
52	交差検体NO	
53	交差試験日	YYYY/MM/DD形式
54	交差試験名①	
55	主試験①結果	
56	副試験①結果	
57	交差試験名②	
58	主試験②結果	
59	副試験②結果	
60	交差試験名③	
61	主試験③結果	
62	副試験③結果	
63	交差試験名④	
64	主試験④結果	
65	副試験④結果	
66	交差試験結果	
67	交差試験担当者	
68	製剤コメント	

製剤副作用情報

項番	フィールド	内容
1	製剤コード	
2	製剤番号	
3	副作用登録日	YYYY/MM/DD形式
4	副作用①（開始時）	
5	副作用②（開始時）	
6	副作用③（開始時）	
7	副作用④（開始時）	
8	副作用⑤（開始時）	
9	副作用①（５分後）	
10	副作用②（５分後）	
11	副作用③（５分後）	
12	副作用④（５分後）	
13	副作用⑤（５分後）	
14	副作用①（１５分後）	
15	副作用②（１５分後）	
16	副作用③（１５分後）	
17	副作用④（１５分後）	
18	副作用⑤（１５分後）	
19	副作用①（終了時）	
20	副作用②（終了時）	
21	副作用③（終了時）	
22	副作用④（終了時）	
23	副作用⑤（終了時）	

交差試験時血液型検査

項番	フィールド	内容
1	依頼NO	
2	患者ID	
3	輸血予定日	YYYY/MM/DD形式
4	検査日	YYYY/MM/DD形式
5	受付日	YYYY/MM/DD形式
6	抗A結果	
7	抗B結果	
8	A1結果	
9	B結果	
10	抗D結果	
11	RH対照結果	
12	ABO血液型ｵﾓﾃ判定結果	
13	ABO血液型ｳﾗ判定結果	
14	ABO血液型総合判定結果	
15	RHD血液型総合判定結果	
16	不規則抗体判定結果	
17	抗体①	
18	抗体②	
19	抗体③	
20	抗体④	
21	抗体⑤	

交差試験時自己対照検査

項番	フィールド	内容
1	依頼NO	
2	患者ID	
3	輸血予定日	YYYY/MM/DD形式
4	検査日	YYYY/MM/DD形式
5	受付日	YYYY/MM/DD形式
6	検査担当者	
7	主試験①結果	
8	副試験①結果	
9	主試験②結果	
10	副試験②結果	
11	主試験③結果	
12	副試験③結果	
13	主試験④結果	
14	副試験④結果	
15	判定結果	

患者基本情報

項番	フィールド	内容
1	患者ID	
2	カナ氏名	半角カタカナ（スペースも半角）
3	漢字氏名	全角文字（スペースも全角）
4	生年月日	YYYY/MM/DD形式
5	性別	
6	身長	
7	体重	
8	電話番号	
9	郵便番号	
10	住所①	
11	住所②	
12	ABO血液型	
13	ABO亜型	
14	RHD血液型	
15	RHD亜型	
16	血液型検査回数	
17	妊娠歴	
18	輸血歴	
19	最新輸血日	YYYY/MM/DD形式
20	患者コメント	

自己血採血依頼情報

項番	フィールド	内容
1	患者ID	
2	手術予定日	YYYY/MM/DD形式
3	採血日	YYYY/MM/DD形式
4	製剤名	
5	採血量	
6	依頼NO	
7	製剤番号	
8	診療科	
9	病棟	

輸血システム機能一覧

Ⅰ）基本仕様

１．各種管理及び機能

1-1. 輸血検査の記録管理が出来ること

1-2. 各種統計情報の出力が出来ること

1-3. 患者属性情報管理が出来ること

1-4. 診療科・病棟・担当医・診断名（病名）・身長・体重が管理出来ること

1-5. 血液製剤及び血漿分画製剤の在庫・使用記録の管理が出来ること

1-6. 輸血歴と最新輸血日・副作用歴と最新登録日が通常使用画面に表示されること

２．輸血に関する機能

2-1. 製剤の情報として因子情報を登録出来ること。かつ患者保有抗体と
製剤因子情報でチェック出来ること

2-2. 輸血の進捗管理ができることにより１つの製剤オーダーごとの現在の
進捗状況（割付や交差試験の有無、出庫状況等）が一覧で確認できること

2-3. 複数の製剤オーダーに対する現在の進捗状況（割付・交差試験・出庫・
輸血実績）が単位数もしくは本数ベースで１つの画面内で確認できること

2-4. 輸血実施時の患者住所・電話番号等の属性情報と、最新の属性情報を
それぞれ管理できること

2-5. 入庫登録された血液製剤の型確認検査ができること

2-6. 血液製剤の型確認検査のオーダーは設定により自動で発生させられること

2-7. 自動分析器と接続時、自動で型確認のワークシートを分析器に送信できること

2-8. 輸血同意書の取得情報を履歴として管理できること

2-9. 製剤依頼伝票、輸血適合票などの帳票類が任意の指定で印刷できること

３．検体に関する機能

3-1. 検査の進捗管理として、一覧画面上で各検体の検査項目毎の進捗管理ができ、
同時にテストを行う検体を任意に選べること

3-2. 抗体価の検査結果の記録管理ができ血液型亜型、まれな血液型場合でも
正しく管理できること

3-3. 検査の前回チェックを行い、相違時にはアラートを表示し、かつ前回値と
今回値を並列表示したうえ、相違箇所をマーカーにより明示できること

3-4. 各検査項目毎にコメントを記録できること

3-5. 検査項目毎のコメントのマスタをもち、個別管理できること

3-6. 不規則抗体検査においては、用手法と自動分析器による結果を個別に
診断できること

４．システム運用

4-1. 検査システム及び電子カルテシステムと連携ができること

4-2. 現行使用輸血管理システムのデータ移行ができ患者の履歴管理・参照が同様にできること

５．操作性

5-1. 画面の見易さ操作が簡便であり直感的に操作が可能なこと

６．その他の要件

6-1. 導入・設定・機器搬入については、発注者と協議の上、指定した日及び方法で行うこと

6-2. 本システムの運用に必要な説明指導を行い、マニュアルを準備すること

6-3.（システムに対して保守契約ができる体制があること）

（保守契約ができるメーカーであること）

（保守については締結することを前提とすること）

6-4. 全自動輸血検査装置 ECHO　Lumena と接続できること